

意見書案第7号

平成26年7月1日提出

提出者 松山市議会議員 土井田 学
友 近 正
若 江 進
猪 野 由紀久
池 本 俊 英
白 石 研 策

平成26年7月8日 原案可決

憲法改正の早期実現を求める意見書について
憲法改正の早期実現を求める意見書を次のとおり提出する。

記

憲法改正の早期実現を求める意見書

日本国憲法が昭和22年5月3日に施行されて以来、今日に至るまでのおよそ70年間、一度も改正が行われていない。

この間、わが国を巡る内外の諸情勢は劇的な変化を遂げており、日本を取り巻く東アジア情勢は、中国軍拡による尖閣諸島への軍事的脅威の増大や北朝鮮による核ミサイル開発によって緊迫化しており、一刻の猶予も許されない事態に直面している。さらに、国内でも新たに家族、教育、国民の権利及び義務、自由と責任、環境等の問題や大規模災害への対応が求められている。

このような情勢の大きな変化を受け、各政党、各報道機関、民間団体等からも具体的な憲法改正案が提唱されているところである。国会でも平成19年には日本国憲法の改正手続に関する法律の成立や衆参両院に憲法審査会が設置されるなど、憲法改正に向けた態勢が整備されたところであるが、憲法改正の発議に向けた審議は進展していない状況である。

よって、国においては、新たな時代にふさわしい憲法に改めるため憲法改正案を早期に作成し、憲法審査会における審査を経て、国民投票を実施し、早期に憲法改正を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

内閣官房長官